

伊藤塾 合格セレクション

『司法試験・予備試験短答式過去問題集 民法 2025』

(第1版第1刷：2025年5月30日発行)

ISBN: 978-4-535-52861-1

【お詫びと訂正】(2026年6月24日)

『司法試験・予備試験短答式過去問題集 民法 2025』に以下の誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

■90頁 H19-4-オ

(誤) 132、大判大 4.1.26、大判大 9.5.28 [2]※2

(正) 132

■91頁 [2]

(誤) ※1 既成条件の場合でも、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、128条、129条の規定が準用される(131Ⅲ)。

※2 判例は、現在の配偶者との離婚を条件として他人との間で婚姻の予約をした事案において、婚姻の予約は原則として有効であるが(大判大 4.1.26)、本件の婚姻の予約は不法な条件を付したものとして、132条より法律行為を無効としている(大判大 9.5.28)。H19-4-オ

(正) ※ 既成条件の場合でも、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、128条、129条の規定が準用される(131Ⅲ)。

■92頁 [3]②b

(誤) 最後の月に応ずる日がないときは、その月の末日に満了する(143Ⅱただし書)。例えば、「1月31日から1か月間」と定めたときは、2月に30日がないため、2月末日の終了が満了点となる R3-4-オ

(正) 最後の月に応ずる日がないときは、その月の末日に満了する(143Ⅱただし書)。例えば、「1月30日から1か月間」と定めたときは、2月に30日がないため、2月末日の終了が満了点となる R3-4-オ

■180頁 予 H27-5-2 問題

(誤) AとBが共有する甲土地について、AB間の合意によりAが単独で使用する旨を定めた場合、Aは、甲土地を単独で使うことができるが、その使用による利益についてBに対し不当利得返還債務を負う。予 H27-5-2

(正) AとBが各2分の1の割合で共有する甲土地について、AB間の合意によりAが単独で使用する旨を定めた場合、Aは、甲土地を単独で 사용할 ことができるが、その使用の対価につき別段の合意があるときを除き、Bに対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。 予 H27-5-2 解題

■180 頁 予 H27-5-2 解答

(誤) ×
(正) ○

■180 頁 予 H27-5-2 解説

(誤) 249Ⅱ、最判平 10.2.26 ㊦*1
(正) 249Ⅱ

■181 頁 ㊦*1

(誤) *1 共有物を単独で占有することができる権原がないのに単独で占有している場合、他の共有者に対し不当利得返還債務を負う(249Ⅱ、最判平 12.4.7)。H19-27-オ ただし、共有者間の合意により共有者の1人が単独で使用する旨を定めた場合には、不当利得返還債務を負わない(249Ⅱ、最判平 10.2.26)。 予 H27-5-2

(正) *1 共有物を単独で占有することができる権原がないのに単独で占有している場合、他の共有者に対し不当利得返還債務を負う(249Ⅱ、最判平 12.4.7)。 H19-27-オ

■427 頁 ㊦※

(誤) ※ 賃貸借契約においては、使用貸借契約と異なり、貸主の死亡は契約の終了原因とはならない(622・597Ⅲ参照) H27-24-3、H26-24-オ

(正) ※ 賃貸借契約においては、使用貸借契約と異なり、借主の死亡は契約の終了原因とはならない(622、597Ⅲ参照)。なお、賃貸借契約においても、使用貸借においても、貸主の死亡は契約の終了原因とはならない H27-24-3、H26-24-オ

■480 頁 解説イ

(誤) 不法行為は成立しない」

(正) 不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには……不法行為は成立しないものと解するのが相当である」

以上